

田中俊一原子力規制委員長の記者会見発言への情報開示を受けての南相馬市除染推進委員長所感

南相馬市の平成25年度コメ試験耕作へのセシウム汚染の原因について、田中俊一原子力規制委員長が平成26年11月26日記者会見で見解を表明したとの報道があり、南相馬市除染推進委員会として原子力規制委員会の真意を確認すべく情報開示を要請した（別紙1）。それに対し、原子力規制委員会から回答が寄せられた（別紙2）。

今回の原子力規制委員会への情報開示の要請は、事故原子炉からの放射性物質の放出・漏出が今後の南相馬市の除染・農業復興の非常に大きな障害要因となる事を懸念し、こうした事態を二度と起こさない様に、誠意もった対応をとっていただくこと、またこうした事態の情報開示が迅速に行われるよう改善されることを期待して行ったものである。

原子力規制委員会からの回答に対し、南相馬市の除染に携わる立場から、次の3点について今後検討を要すると思われそれを所感として公表する。

（1）平成25年8月の福島第一原発のダスト飛散の事実経過の認識について

原子力規制委員会の回答では、平成25年8月の「漏出の（住民への）報告」の「具体的に意味するところが明確でない」と述べ、被災自治体への正確な情報伝達があったか回答していない。

田中委員長自ら記者会見で触れている平成25年8月の「がれき処理に伴うダストの漏出」についての事実関係は下記のごとく、明白である。

東京電力は、平成26年7月30日付「平成25年8月に発生した免震重要棟前のダスト濃度上昇を踏まえた対応」の中で、事実経

過を次のように報告している。

[http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/handouts/2014/images/handouts\\_140723\\_07-j.pdf](http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/handouts/2014/images/handouts_140723_07-j.pdf)

平成25年8月12日12時33分、8月19日10時04分の2回、免震重要棟前の連続ダストモニタが警報を発し、全員にマスク着用が要請され、12日には当社社員10名、19日には協力企業2名の身体汚染が発見され、風下方向のモニタリングポストNo.2において、約50nGy/hの放射線量の上昇を報告している。免震重要棟の風上でダストを舞い上がらせる可能性ある作業として「3号機原子炉建屋上部がれき撤去作業」を抽出し、ダスト飛散防止対策を報告している。なお、この報告の中では、当時の毎月の敷地外への放射性物質の漏出は、東電の推計で、平成25年8月では、0.1億ベクレル/時とされ、これをもとに計算すれば、1ヶ月で74.4億Bq相当になる。

関係者周知の事実関係について「明確でない」とする回答は、原子力規制委員会の情報開示に疑念をもたらしかねないことを危惧するものである。

(2) 情報開示の実際について 「平成25年8月ダスト飛散」が関係自治体、及び住民に正確に伝えられたかの回答について

回答書では、「原子力規制委員会では、東京電力から法令等（原子力災害対策特別措置法第25条など：下記参考資料1）に基づき報告を受けた内容については、速やかに当庁ホームページにおいて公開している」としているが、当方が原子力規制委員会ホームページを検索した限りでは、平成25年中に、同年8月12日、19日のダスト飛散についての公開情報は確認できなかった。

それに加えて、回答書では、平成25年8月のダスト飛散事故について原子力規制委員会では、原子力災害被災自治体など、「国民への広報を目的とした特別な資料は作成していない。」と回答している。

原子力規制委員会は、放射線による傷害の防止、即ち、事業者が放射性物質を飛散させることを予防することを責務としている委員会である。同時に、国民の生命、健康及び財産の保護のため、原子力災害における縦割りの弊害を排し、これにかかわることを一元的につかさどることを任務としている。

福島第一原発事故は、これまでの放出事故とは比較にならない規模での環境汚染を起こしている。事業所境界線量がすでに5マイクロシーベルト/時を超えている法第25条による報告義務のある事業所である(参考資料1)。これに追加の新規飛散事故がある場合には、国民の健康と財産の保護、さらに復興への支援から遅滞なく通報されるべきものである。

福島原発事故が発生したとき、当時の原子力保安院が、「水蒸気爆発」を「爆発的事象」と言い換え、メルトダウンをかたくなに認めようとする隠蔽体質が問題とされた。

今回、原子力規制委員会がダスト飛散という明白な漏出事故を情報開示の対象と考えないことは著しくその信頼を損ねるものである。

原発の廃炉作業における放射性物質の放出は、事業所内の職員だけでなく、近接地区住民にとっての最重要の情報である。第一原発内で警報が発動され構内全域にマスク着用が指示され、作業従事者が汚染される事故が起こっている事が、周辺地域で作業中の農業者にとって的確に伝えられない状況では除染も復興も不可能である。南相馬市の地域農業再生協議会では遅滞ない情報開示が参加農業者から強く求められている。迅速かつ的確な情報開示を、原子力規制委員会に強く要望するものである。

(3) 放射性物質の追加漏出事故を二度と繰り返さないことを求める

南相馬において漏出が特に問題となったのは、事故後の除染作業の進捗などをうけ、コメの耕作再開に向け、試験耕作が開始されている中であつたからである。追加の放射性物質の放出がある中で、

どうして農業再生が行えようか。

平成26年11月26日規制庁資料2のデータでは、同年8月に双葉町郡山での35,000ベクレル/平方メートルをはじめセシウム降下物が各地で計測されている。こうした降下物のうちどれだけが、コメに移行したか推計は極めて困難である。

原子力規制委員会設置法に書かれた原子力規制委員会の目的では、「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、」「専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する（参考資料2）」と規定されている。回答によれば田中規制委員長が、記者会見での見解表明前に業務として南相馬のコメ汚染問題について調査したのは、農林水産省の報告を聞かれたのみであるとされている。

原子力規制委員会が、現地調査なしにSPEEDIシミュレーションで南相馬コメ汚染と関連ないとの拙速な断定を記者会見したことは、その信頼を大きくそこねた。

すでに甚大な被害を被災自治体にあたえている福島第一原発からこれ以上の放射性物質の飛散事故をおこしてならないのは自明である。

原子力規制委員会は、原点にたちかえって、平成25年8月の福島第一原発からのダスト放出を深刻にとらえ、二度とこのような放出を行わないよう、東京電力と政府機関に指導する本来の責務を果たすことを期待する。

平成27年1月12日

南相馬市除染推進委員長 児玉龍彦

<参考資料1> 原子力規制委員会が周辺自治体に通報が必要とした原子力災害対策特別措置法25条は、第10条の次の事態の通報を指定したものである。「第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の

場合によっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。」

この基準値とは、施行令 第四条において「法第十条第一項 の政令で定める基準は、一時間当たり五マイクロシーベルトの放射線量とする。」となっており福島第一原発周辺では常時、超えている異常事態が続いている。すなわち常時、報告対象となっているため、特別の日常的報告は行われていない。しかし、それ以外の地域での報告の実情は次のとおりである。これらの少量のものでも即日または2日後までに報告されている。

大阪市立大学 2013年10月29日トリチウム 32,000Bq

[http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/trouble/data/20131031\\_1.pdf](http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/trouble/data/20131031_1.pdf)

東京農工大 2013年11月29日 H3 160Bq/g, C14 760Bq/g 最大

[http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/trouble/data/20131219\\_1.pdf](http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/trouble/data/20131219_1.pdf)

これらの放出例と比べて福島第一原発での放射性物質放出は、平成25年8月だけでも74億ベクレルであり、その規模の大きさからみて、情報開示の重要性は自明である。

<参考資料2> 原子力規制委員会設置法 最終改正 平成25年11月22日

第一条 <目的> この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施す

る事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関する事並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事を含む。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。